令和5年

第28回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日　　令和5年6月27日（火）

伊勢原市農業委員会

第28回 伊勢原市農業委員会総会議事録

１　開催日時

令和５年６月２７日（火）　午前１０時３０分から午前１１時１５分まで

２　開催場所

伊勢原市役所２階　２Ｃ会議室

３　委員在任定数　　１０名

(1)　杉本　和彦　　(6)　越水　一雄
(2)　大木　克美　　(7)　三野　孝文
(3)　重田　千秋　　(8)　麻生　伸一
(4)　田中　光男　　(9)　市川　正美
(5)　古屋　幸男　　(10)　鈴木　雅之

４　出席委員数

１０名（その他、農地利用最適化推進委員１１名出席）

５　欠席委員

なし

６　署名委員

麻生　伸一、市川　正美

７　議　長

鈴木　雅之

８　事務局等職員出席者

・伊藤　陽一（事務局長）
・青木　優
・服部　孝喜
・岸　好夫

９　傍聴者

なし

10　審 議 内 容　　（開会　午前１０時３０分）

［事 務 局 長］　定刻となりましたので、只今より第２８回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員１０名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

［議　　長］　それでは、只今から、第２８回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名委員は、８番・麻生伸一委員と９番・市川正美委員の両名にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告７件、議案５件の計１２件となっております。まず、報告より入ります。

［議　　長］　報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の１ページから４ページをご覧ください。内訳は、比々多地区で１件、成瀬地区で２件、伊勢原地区で１件、大田地区で１件の届出を受理しています。なお、４号の方は第三者への斡旋を希望しており、その他の方はいずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。

以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が５件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第２号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第４条第１項第７号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の３件、成瀬地区の４件、大田地区の１件について専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第２号の１については、昭和４３年１１月に一般個人住宅に、２号の２については、平成１５年６月に駐車場に、２号の３については、昭和５５年２月に集合住宅に、２号の４については、平成元年１１月に集合住宅に、２号の７については平成３年頃に資材置場と駐車場に、２号の８については、昭和４１年に借家に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。また、２号の５については、一般個人住宅に、第２号の６については、集合住宅として転用を行うものです。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が８件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第３号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第５条第１項第６号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬地区の４件及び比々多地区の１件について専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第３号の１から５号については、一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が５件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第４号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この証明は、相続税納税猶予期間の３年ごとの証明です。成瀬地区で１件、比々多地区で１件、大田地区で２件の申請がありました。

報告第４号の１、申請人は高森７丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和５年５月３０日、対象農地の明細は１１頁です。高森７丁目に９筆、面積は２，２５８平方メートル。６月５日に事務局で現地調査を行い、柿、梅、栗やネギ、トマト、とうもろこし等の露地野菜の作付けを確認しています。６月６日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第４号の２、申請人は白根にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和５年６月５日、対象農地の明細は１２頁です。白根字谷戸に１筆、面積は８７７平方メートルです。６月８日に事務局で現地調査を行い、柿の植栽を確認しています。６月９日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第４号の３、申請人は小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和５年６月６日、対象農地の明細は１３頁～１４頁です。小稲葉字枝に３筆、同字枝下に１２筆、同字下野原に４筆、合計１９筆、合計面積は７，１０２平方メートルです。６月８日に事務局で現地調査を行い、トマト、ネギ、ナス、小麦の栽培を確認しています。６月９日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第４号の４、申請人は厚木市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和５年６月９日、対象農地の明細は１５頁です。小稲葉字七曲に１筆、面積は９５６平方メートル。６月１２日に事務局で現地調査を行い、水稲の作付けを確認しています。６月１３日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。引き続きが農業経営を行っている旨の証明願いが４件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第５号、農地造成工事届出書について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　今回、１件の届出がありました。

報告第５号の１、図面番号は１番です。併せて公図及び造成計画図等をご覧ください。

届出場所は、上谷字反町の１筆、面積は９４４平方メートルです。盛土高さは１メートル未満、盛土量は９００立方メートルです。水田から飼料畑に転換します。

届出人は上谷の方で、造成業者は秦野で建設業を営んでいる方です。

施工場所の南側は畑、北側は水田、東側は排水路、西側は用水路と農道となっています。境の形状は３０センチメートルの離れを取って２９度の法面とします。

使用する土は、高森の宅地造成現場の赤土を搬入します。

５月１８日に現地調査を行い、関係機関との事前相談については道路占用許可申請を提出するとのことでした。

届出日は令和５年５月２３日、工期は令和５年５月２５日から令和５年６月３０日までです。

６月２日に工事完了の報告があり、台風３号の大雨の後の６月７日に現地を確認したところ、特に問題なく仕上がっていたことを併せて報告します。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農地造成工事届出書の提出が１件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第６号、農業用施設への農地転用届出書について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　届出は１件です。報告第６号の１、図面番号は２番です。

建築敷地面積が２００平方メートル未満の農業用施設は農地法第４条の転用許可申請は不要となります。

申出人は神戸の方です。

届出地は、神戸字両毛の１筆の一部、面積６９４平方メートルのうちの敷地面積１５７．７２平方メートル分に鉄骨造平屋建ての６９．５５平方メートルの物置を建設する計画です。

３月２７日の総会議案で農用地区域の用途変更について意見照会を行い、５月１８日付けで市長から用途変更が決定した旨の通知があり、農業委員会へ農業用施設の届出が提出されましたので報告をいたします。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農業用施設への農地転用届出書の提出が１件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いい

たします。
【　質問なし　】

［議　　長］　報告第７号、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第１８条第６項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。
お手元資料のとおり高部屋地区の１件、大田地区の１件について、専決により通知を受理しましたので報告します。
通知内容について、補足いたします。
報告第７号の１については、経営規模縮小のため解約に至ったものです。
次に、７号の２については、この後審議する議案第３号の２に伴う農地造成のため一時的に解約をするものです。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農地法第１８条第６項の規定による届出が８件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【　質問なし　】

［議　　長］　議案第１号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、伊勢原地区で１件、比々多地区で１件の申請がありました。
議案第１号の１、申請人は串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は２０頁です。
申請地は、串橋字佃に１筆、同字石橋に３筆、合計４筆、面積は３，３８４平方メートルを特例農地として申請しています。
６月１２日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、畑には梨、ブドウ、柿やジャガイモ、田では水稲の作付けが確認され適正に管理されておりました。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第１号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［　委　員　］　６月１２日に事務局と現地確認を行いまして、６月２３日には比々多地区委員全員で確認を行いました。事務局の説明とおり別段問題はないと判断しました。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第１号の１について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第１号の１について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第１号の１については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、２件の申請がありました。

議案第２号の１、図面番号は３番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は日向字渋田の３筆の一部、面積２，８９８．１６平方メートルのうち６７６．９８平方メートル、畦畔を含めるので全体面積は７２８．３９平方メートルとなります。貸駐車場として転用するものです。

申請人は、日向の方です。

申請理由は、近くの病院の従業員から駐車場の要望があり土地所有者の費用で駐車場を整備して貸し出すものです。

病院からは少し離れますが、相談開始から２年近く他の候補地を当たりましたが適地無く、市道から幅３メートル延長４０メートルの進入路を設けて２４台分の駐車場として転用します。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がりは

１０ha 未満であることから「その他２種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は砕石を敷き、駐車場周囲には１０センチメートルの高さの土留めを設置し、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は浸透施設を設けて処理します。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です、６月１５日県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして議案第２号の２、図面番号は４番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は見附島字木ノ元の３筆、面積５９４平方メートルとなり、貸駐車場として転用するものです。

申請人は、下糟屋の方です。

申請理由は、歌川産業スクエアー内の工場の従業員から駐車場の要望があり土地所有者の費用で駐車場を整備して貸し出すものです。

この工場は団地内に駐車場持っていますが、そこに新しい工場を作るため、従業員駐車場を追い出す必要が有りました。近くを探していたところ、２０台分の駐車場と自転車・バイク用の臨時駐輪場として農地を転用します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が３０アール未満である場合に該当し、第３種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は砕石を敷き、雨水は浸透施設を設けて土砂等の流失を防ぎます。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です、６月１５日県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

以上になります。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第２号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［　委　員　］　６月２４日に農業委員２名、推進委員２名の４名で現地確認を行いました。近くで農作業している方に話を聞いて現地の状況もわかり、事務局の説明とおり特に問題は無いと委員の意見が一致しました。

［議　　長］　次に、議案第２号の２につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［　委　員　］　　６月２０日に成瀬地区委員４名で現地確認を行いまして、周囲は駐車場で住宅は無く真上には第２東名も通っており、雨水対策もしっかりしているので、特に問題は無いと考えます。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第２号の１について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第２号の１について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の１については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号の２について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第２号の２について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の２については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。

今回、１件の申請がありました。

議案第３号の１、図面番号は５番です。併せて、公図、参考図をご覧ください。

［事　務　局］　申請地は沼目１丁目の３筆、合計面積は３，４７５平方メートルで、南側と西側と東側は市道、北側は桃の畑に囲まれています。

譲渡人は市内沼目の３名の農家です。譲受人は桜台３丁目の不動産会社です。

申請地は農振農用地内で西部用水の受益地、南側の半分は栗畑で自作農家です。北側の半分は別の耕作者が飼料、トウモロコシ・ソバなどを作付けしている畑ですが、排水が悪く雨の後に滞水があり、少量の雨でもぬかるんだ状態で収穫量の低下・品質の悪化があるため、市道より５０センチメートル高い位置を基準に盛土して耕作条件を改善します。

貸借条件が変更するため、貸借契約中では農地造成の手続きはできません。

造成工事中は耕作できないため、耕作者は地代を支払う必要はありません。農地造成が不適切な工事となった場合、耕作できなくなります。よって、畑の貸借契約は６月９日に合意解約の申出を受けています。造成工事は、土地所有者と造成事業者の責任において行われることとなります。工事完成後、耕作に適していれば、再度貸借契約を結ぶことになっています。

工事期間は４ヶ月間の使用貸借契約で一時的に農地に重機が入りますので、一時転用として農地法第５条の申請となります。

農地造成の規模が１，０００平方メートル以内かつ盛土高１メートル以下であれば、軽易な農地造成として農業委員会への届出で済みますが、今回はそれ以上の規模ですので県知事許可の対象となります。

盛土の最大高さは１．６メートル、埋立て土量は４，１６５．２０立方メートルです。市内高森の造成現場が搬入元となります。輸送経路は国道・県道を主に通行します。

敷地境は２９度の法面勾配とし３０センチメートルの離れをとり隣地に流出しないよう被害防除します。

他法令の手続きは特にありませんが、事前に道路管理者・水路管理者とは協議済みで、事業周知を図り安全な施工を実施します。

一時転用による周辺農地への影響も少なく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。

６月２０日県担当者の現地調査を受け、対象地が３，０００平方メートル以上のため、６月２９日に県農業会議の常設審議会委員の現地調査を受け、７月１９日に常設審議委員会に出向き諮問を行います。そこで特に問題なしとなった場合に、県知事に副申します。今回の申請に対して付け加える点がありますので、もう少し説明を続けます。先日北側の桃畑の地主から「わたしの提案」が市長宛に提出されました。

［事　務　局］　内容は、多岐に渡りますので、関係各課に検討を依頼しています。農業委員の現地調査に当たりましても、内容を確認した上で現地を見て回るようにお願いしています。

事務局としての考えはまとまっており、議案として提案することに問題は無いと判断しています。よろしくお願いします。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第３号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［　委　員　］　事務局の説明とおりです。６月３日に施工業者と現地確認を行いました。６月２２日には地区委員４名と近隣で農作業をしておりました地権者と現地確認を行いました。この場所は昭和４３年頃まで水稲を栽培しており、その後、埋立て果樹栽培等を行い、今回その部分を嵩上げしたいということです。地形的に見ても水が集まる場所です。既存の排水側溝、設置等に影響がないよう農地造成することを望みます。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第３号の１について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

［　委　員　］　先ほどの説明で隣接農地の人が提案なさったということですけど、反対意見をされているのか、それとも要望をしているのか。

［事　務　局］　内容は多岐にわたっており、要望事項も含まれています。窓口に２度来られましたが隣接者が市に言う内容ではないので、施工業者と良く話し合い、話し合った結果を持ってくるというのがルールですと話をしましたが、提案が出されました。

［　委　員　］　何で質問したかと言うと、農業委員会が許可することによって他の問題点が発生するということならそれを聞かないと判断できない。

［事　務　局］　桃畑と造成地の間はＶの字になる。その農地造成の形状にそれぞれ賛成・反対の意見があると思われるが、造成が農業に影響があるのかないのか、ということで桃畑の地主は桃が上手くできなくなるということを言っていました。

［　委　員　］　　Ｖ字になった真ん中に水路ができるわけですよね。Ｕ字溝が埋めてあるわけではないですよね。

［事　務　局］　　Ｖ字の所は申請者側でＵ字溝を設置します。

［　委　員　］　　造成地が高くなるから日陰になると言っているのか。

［事　務　局］　　日陰のことは言っていません。
　伊勢原では自分しか桃をやっていないので大事にしていると言っておられて、色々な人から話を聞いて、提案してくださる方です。
　基本的には周りの人の意見を市や農業委員会が直接受けることはないです。まず業者が意見を受けて、その結果を農用委員会に持ってきていただいています。文句を言われたから不許可にしたり、繰り延することはありません。

［　委　員　］　　隣接農地への水はけに関しては問題ないと理解してよいか。

［事　務　局］　　隣接農地へは降った雨が行かないように勾配を設計しおり、新設Ｕ字溝も設置して、隣の農地の雨対策に配慮した造成工事を事業者が提案しています。

［議　　長］　　他にございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
　議案第３号の１について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
　【　挙手全員　】

［議　　長］　　挙手全員。よって、議案第３号の１については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

［議　　長］　　議案第４号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　　今回、１件の証明願がありました。
　議案第４号の１、図面番号は６番です、併せて公図、資料をご覧ください。
　申請地は子易字上ノ畑の１筆、面積は８９平方メートルです。

［事　務　局］　経過につきましては、今年４月に境界立ち会いを行い敷地境界を確定したところ、６尺の認定外道路の位置が西側の隣地の中にあり、現在使用中の道は申請地の中にあることが判明しました。

昭和の初め頃から地形は変わっていないので、その頃から申請地は道路と宅地の一部として使用されていた物と思われます。

経過を証明する資料としては、平成１１年の道路台帳現地測量図、平成１５年の航空写真を提出しています。

申請地の南側は道路、西側と東側は宅地、北側は道路となっており、周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、住宅・事業の用に供する施設又は公共・公益施設に隙間なく取り囲まれていることから第３種農地と判断されます。

以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第４号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［地区担当委員］　６月２４日に農業委員２名と推進委員２名の４名で現地確認を行いました。内容につきましては事務局の説明とおりです。

周囲は宅地と道路に囲まれ、近隣に農地に影響はなく、特に問題はありません。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第４号の１について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第４号の１について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第４号の１については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　議案第５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の規定により、農業経営基盤強化促進法第１９条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和７年３月３１日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります新規設定の申出１件について、説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これについて決定いただける場合は、利用権始期が令和５年７月１日となります。

議案第５号の１、伊勢原地区、田中字天神前の２筆、同地区、伊勢原４丁目の１筆、及び高部屋地区、上粕屋字咳止橋の１筆、計２，３９１平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約６６アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

以上、御審議をお願いします。

［議　　長］　事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第５号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第５号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第５号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　以上を持ちまして、第２８回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前１１時１５分　終了 】